

令和7年度第2回宍粟市地域公共交通会議次第

日時 令和7年10月30日(木) 午前10時30分～
場所 宍粟市役所北庁舎4階401会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 千種地域におけるデマンド乗合交通の実証運行の取組み状況について

4 議 事

- (1) 奥西山七野線・鷹巣線の廃止について.....6
- (2) 宍粟市地域公共交通計画の変更について.....8
- (3) 地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画変更届出について.....13

5 そ の 他

- (1) 市民のニーズに応じたダイヤの見直しについて.....20
- (2) 地域公共交通会議の開催スケジュールについて.....21

6 閉 会

宍粟市地域公共交通会議委員名簿(第2回)

■委員 R6.6.27～R8.3.31

	所 属	役 職	氏 名	出欠	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	富田 健次	○	会長
2	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名 豊滋	○	副会長
3	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	井上 茂弘	○	
4	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	小林 浩	欠	監事
5	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	柿本 義人	○	
6	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	春名 誠	○	
7	住民代表	公募委員	中林 久美子	○	
8	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	鎌田 恵司	○	監事
9	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒山 真也	○	
10	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長 代理:山梨 恭嘉	清水 忠臣	○	
11	バス事業者代表	(株)ウイング神姫業務部長	日下部 達也	○	
12	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷 昭一	欠	
13	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲 聖士	○	
14	労働団体代表	(株)ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	中里 隆太	欠	新
15	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	小山 雅弘	○	
16	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	大村 泰三	○	
17	道路管理者	宍粟市建設部建設課長	春名 良信	○	
18	公安委員会	宍粟警察署交通課長	半澤 英明	○	
19	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門 主席運輸企画専門官	木原 健太	○	
20	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	木下 長茂	○	

宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森本 和人	
市民生活部	次長	朱山 和成	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	中尾 善弘	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長	前田 裕作	
市民生活部 まちづくり推進課	係長	徳久阪 朗	
市民生活部 まちづくり推進課	主査	藤多 祐太朗	
健康福祉部 障がい福祉課	課長兼係長	小椋 憲樹	
一宮市民局 まちづくり推進課	主幹	橋本 徹	
波賀市民局 まちづくり推進課	係長	山内 英樹	
千種市民局 まちづくり推進課	主査	山田 築	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	交通政策課 副課長 兼地域交通班長	小玉 翠人 代理:奈良山雅一	
(株)ウイング神姫	業務部業務課次長	藤本 直人	
(株)ウイング神姫	山崎営業所長	上山 英則	

宍粟市地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

3 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第9条第4

項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

議事（1）奥西山七野線・鷹巣線の廃止について

今後、バスの利用者数の増加が見込めないこととバス乗務員不足が深刻化していることを考慮し、株式会社ウイング神姫と協議のうえ、**奥西山七野線・鷹巣線**について、令和7年11月末をもって廃止としたい。

○これまでの経緯

- ・昨年度、運行事業者の株式会社ウイング神姫からの提案もあり、見直し基準を下回る小型バス路線のあり方について検討開始
- ・昨年度第2回・今年度第1回の地域公共交通会議にて、来年4月までに減便（週4日運行→週1日運行）又は廃止することを報告

小型バス路線の見直し基準

1便あたりの利用者数	見直しの内容
1.5人以上	利用促進に力を入れるとともに、更なる利用人数に向け増便を検討します。
1.4人～概ね0.8人	基準人数の達成に向け利用促進に力を入れることとし、減便等は行いません。
概ね0.7人以下	利用者数の多い路線との統合や、運行距離の短い路線同士の統合といった路線の大幅な再編の検討、また路線の必要性についても検討します。

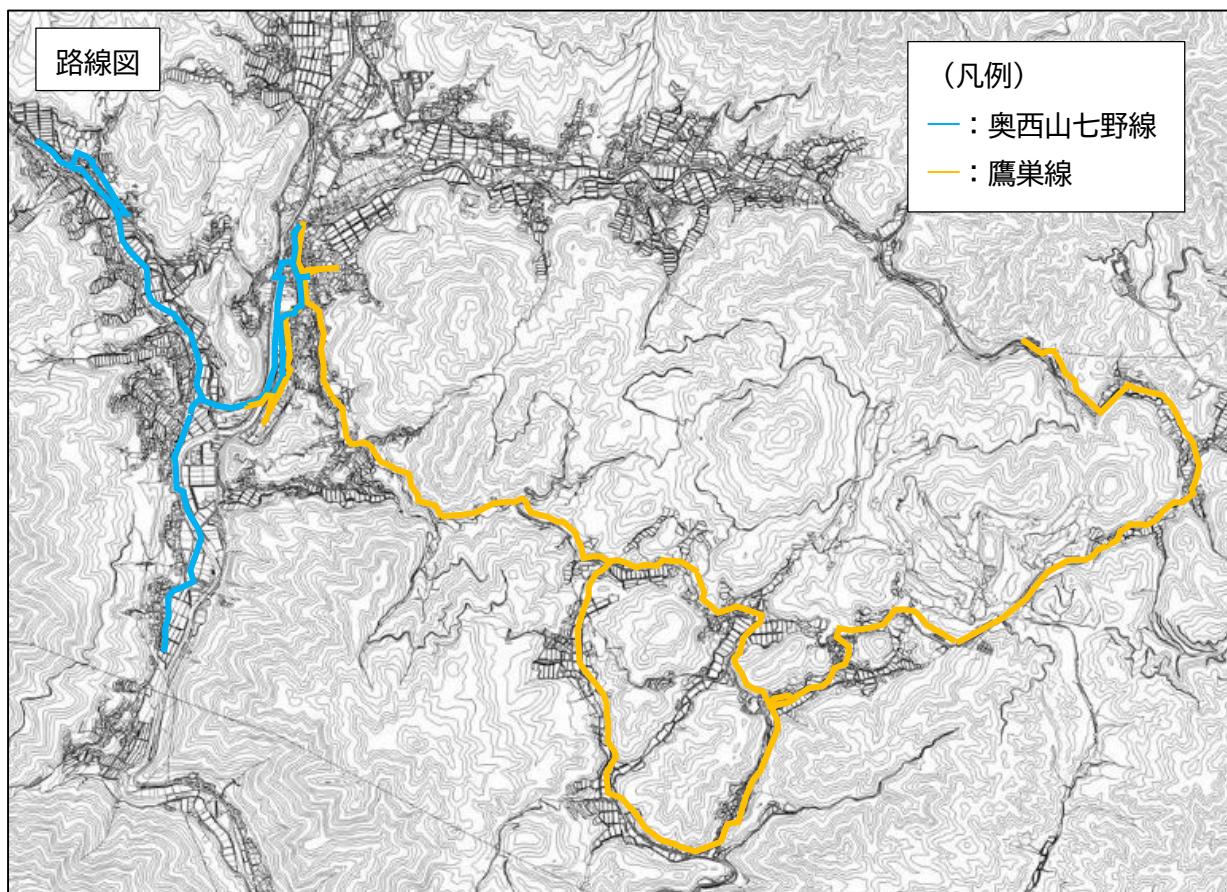
○千種地域での動き

- ・地域運営組織「ちくさええとこ協議会」を中心に千種地域内での代替交通の検討開始
- ・6月25日 第1回地域公共交通会議で検討状況を報告
- ・8月7日 国の補助『「交通空白」解消緊急対策事業』採択
- ・9月26日 デマンド乗合交通「ちくさええとこバス」実証運行開始（千種地域全域を対象とした区域運行）
- ・12月22日 地域公共交通会議にて自家用有償旅客運送の登録について協議（予定）
- ・12月末 自家用有償旅客運送の登録申請（予定）
- ・令和8年2月1日 自家用有償旅客運送の登録（予定）

参考 (バス利用者数/年)

	R4		R5		R6	
	利用者数	1便当たり	利用者数	1便当たり	利用者数	1便当たり
奥西山七野線	49人	0.06人	22人	0.03人	33人	0.04人
鷹巣線	468人	0.38人	380人	0.31人	290人	0.24人

※いずれも週4日運行(月火水金)

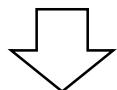


議事（2）宍粟市地域公共交通計画の変更について

地域内フィーダー系統確保維持国庫補助の要件

地域公共交通計画（本体）に運行系統の位置づけ・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること ほか

○宍粟市地域公共交通計画本体（令和6年3月策定）において、補助対象とする地域内フィーダー系統について、地域間幹線系統と合わせて、その位置づけや役割等について記載



○計画に記載する系統について変更を行うため、宍粟市地域公共交通計画に位置づけている運行系統について変更

①奥西山七野線・鷹巣線の廃止

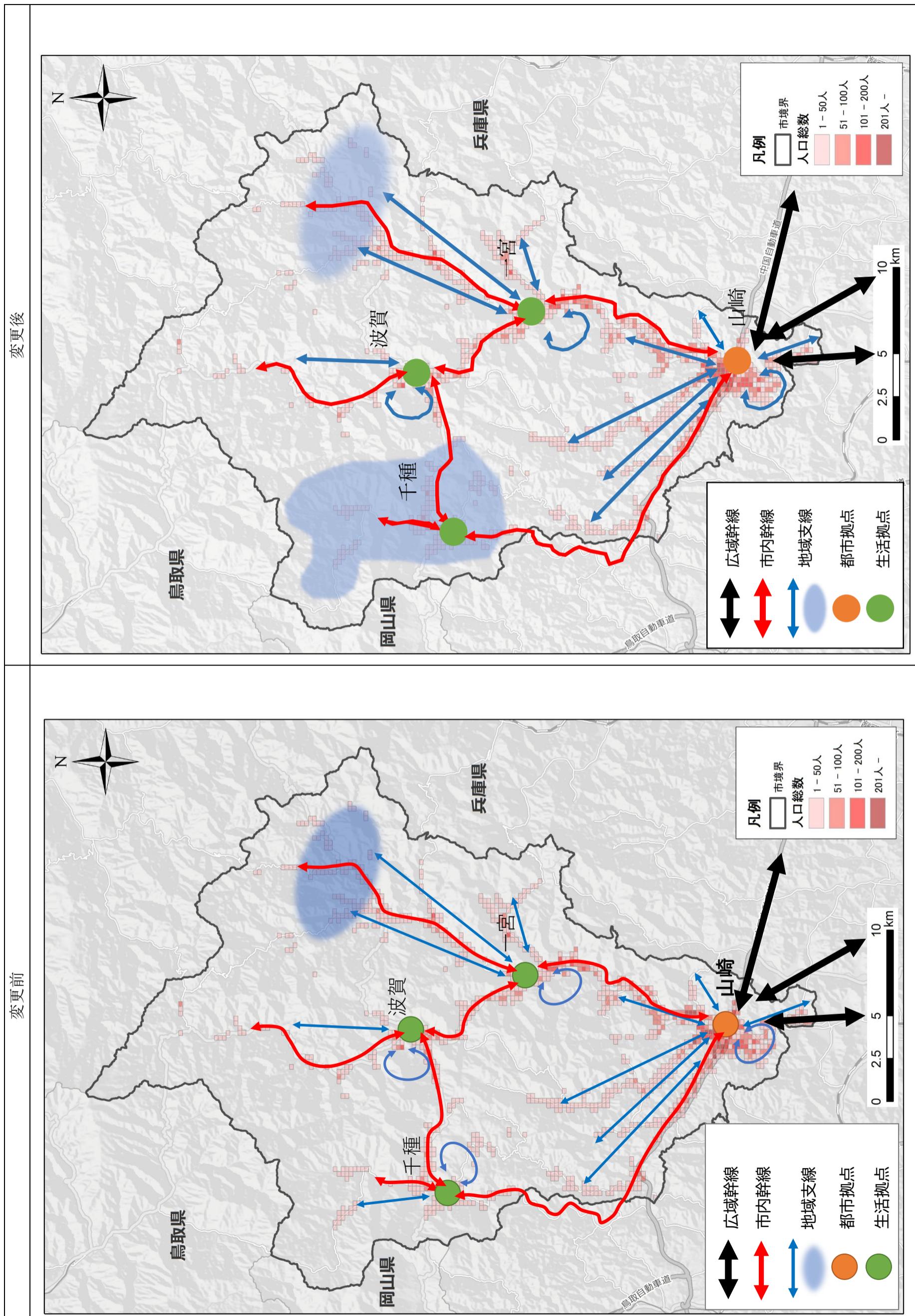
→ 廃止する5系統を削除

- ・エーガイヤちくさ～内海口
- ・エーガイヤちくさ～別所
- ・エーガイヤちくさ～土井
- ・エーガイヤちくさ～倉谷
- ・エーガイヤちくさ～倉谷口

②ちくさええとこバス（自家用有償旅客運送）の運行開始（R8.2.1 予定）

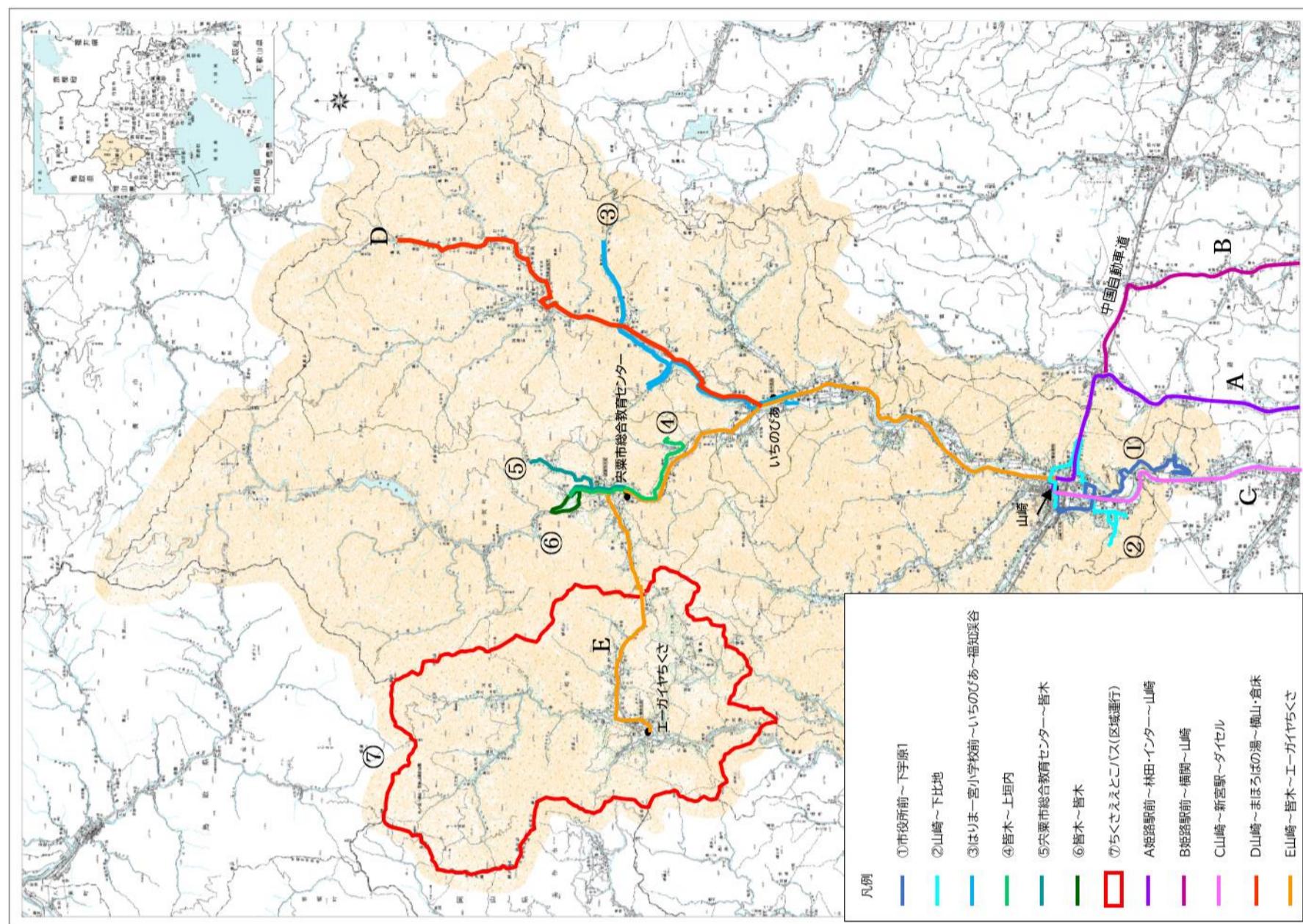
→ 対象の系統として新たに記載

第6章 計画の目標				変更前	変更後
1 将来の地域公共交通ネットワーク					
現在の本市の地域公共交通ネットワークを踏まえたうえで、将来の地域公共交通ネットワークを以下のように示します。					
項目	位置づけ	役割	具体的な路線	項目	位置づけ
大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と 生活拠点を結び、市 民の日常生活における 移動を支える	・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木 線・原線、エーガイヤ線、千種線)	大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と 生活拠点を結び、市 民の日常生活における 移動を支える	・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木 線・原線、エーガイヤ線、千種線)
小型バス (地域支線)	市内の居住エリア から都市拠点もしくは生活拠点を結 び、市民の日常生活を支える	・循環バス (循環線) ・小型バス (戸原線、城下線、梯 河東線、与位河東線、鳴沢線、大 谷線、土万線、塩田線、染河内川 内西線、下三方線、戸倉線、谷今市 線、水谷線)	小型バス (地域支線)	市内の居住エリア から都市拠点もしくは生活拠点を結 び、市民の日常生活を支える	・循環バス (循環線) ・小型バス (戸原線、城下線、梯 河東線、与位河東線、鳴沢線、大 谷線、土万線、塩田線、染河内川 内西線、下三方線、戸倉線、谷今市 線、水谷線) ・三方繁盛つれてつてカー ・ちくさえとこバス
地域公共交通	三方繁盛つれてつてカー ・神戸三宮～山崎 (高速バス) ・姫路駅前～林田・インター～山 崎	・広域バス・ 高速バス (広域幹線)	地域公共交通	市域を越えて市民 や来訪者の広域的 な移動を支える	・姫路駅前～横関～山崎 ・姫路駅前～日赤病院前・四辻～ 山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～新宮駅 ・山崎～たつの ・その他ダイセル線 ・その他ダイセル線
その他	個別送迎 個々の需要に対応 ・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー	個別送迎 個々の需要に対応 ・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー	その他	個々の需要に対応 ・特定の需要に対応 し、日常生活を支え る	・一般タクシー (3社) ・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー

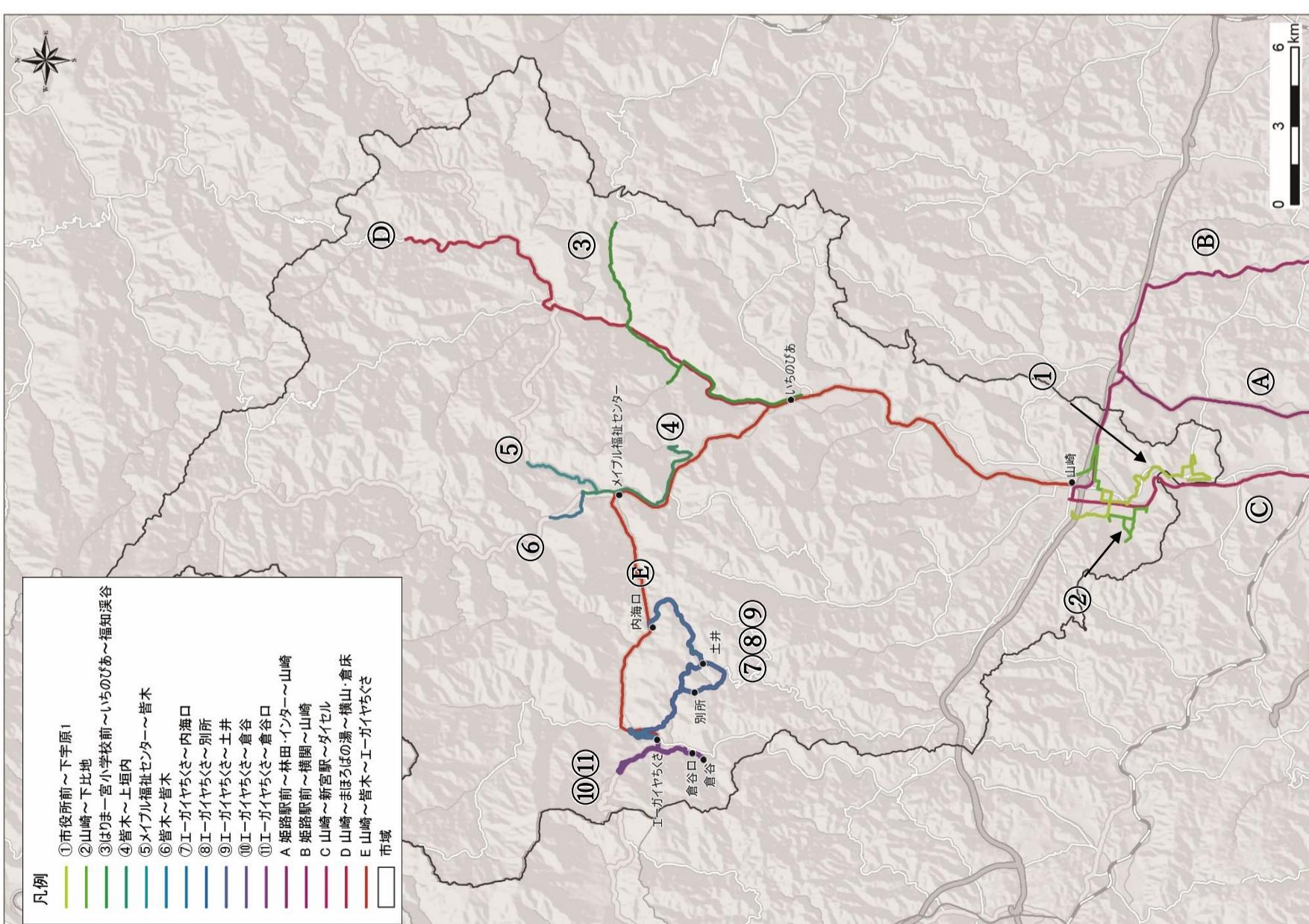


		変更前	変更後
【国の補助制度を活用した路線バスの維持】	<p>本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内ファイーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。</p>		
表 補助対象路線の系統種別・必要性			表 補助対象路線の系統種別・必要性
位置づけ	小型バス（地域支線）	大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）	大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内ファイーダー系統	地域間幹線系統	地域間幹線系統
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> 市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知渓谷 ・皆木～上垣内 ・<u>マイフル福祉センター～皆木</u> ・皆木～皆木 ・エーガイヤちくさ～内海口 ・エーガイヤちくさ～別所 ・エーガイヤちくさ～土井 ・エーガイヤちくさ～倉谷 ・エーガイヤちくさ～倉谷口 	<p>【神姫バス株】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ 	<p>【神姫バス株】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ
役割		役割	55ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性			<p>55ページ表内「役割」にて記載</p> <p>いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連絡する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。</p>
実施主体	（株）ワインディング神姫	（株）ワインディング神姫	（株）ワインディング神姫
区分	4条乗合	4条乗合	4条乗合
運行態様	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行

変更後



変更前



議事（3）地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画変更届出について

陸上交通様式第3（日本産業規格A列4番）

宍市ま第号
令和7年10月30日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富田 健次

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和7年12月1日

○ 変更箇所

表1 申請番号（7）廃止
申請番号（8）廃止
申請番号（9）廃止
申請番号（10）廃止
申請番号（11）廃止

○ 変更理由

令和7年11月30日をもって申請番号（7）～（11）を廃止するため。

令和7年10月30日

(名称) 宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。

隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【利用者数】

(1) 市役所前～下宇原 1	1便あたり2人以上の利用者数
(2) 山崎～下比地	1便あたり2人以上の利用者数
(3) はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知渓谷	1便あたり2人以上の利用者数
(4) 皆木～上垣内	1便あたり2人以上の利用者数
(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
(6) 皆木～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
(7) エーガイヤちくさ～内海口	1便あたり2人以上の利用者数
(8) エーガイヤちくさ～別所	1便あたり2人以上の利用者数
(9) エーガイヤちくさ～土井	1便あたり2人以上の利用者数
(10) エーガイヤちくさ～倉谷	1便あたり2人以上の利用者数
(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	1便あたり2人以上の利用者数

【収支】

支線として運行する路線の収支率4.6%以上を目標とする。

【公的資金投入額】

支線として運行する路線の公的資金投入額を54,000千円以内とする。

(2) 事業の効果

- ①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ②交通空白地域の解消
- ③通勤・通学手段の確保
- ④定額運賃による利便性の向上
- ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者）
- ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）
- ・利便性向上のため、ダイヤや路線の見直しに合わせ、GTFS-JPデータの更新を行う（市）

別 紙 (地域内フィーダー系統)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(1) 運行系統の概要

路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市内完結路線（支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日祝運休（一部土運行）	小型車両

(2) 運賃 200円

(3) 運行予定者 株式会社ウイング神姫

詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る**6系統**について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。

収支率、公的資金投入額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	<p>(1) 事業の目標</p> <p>該当なし</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当なし</p>
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年6月27日（R6 第1回）R7 地域公共交通計画別紙の提出について
- ・令和7年1月28日（R6 第2回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について
- ・令和7年2月28日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について
- ・令和7年3月7日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
- ・令和7年6月25日（R7 第1回）R8 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
- ・**令和7年10月30日（R7 第2回）千種地域内の小型バス2路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8 地域公共交通計画の変更届出について**

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

(氏 名) 藤多 祐太朗

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行系統により運行を確保・維持する運行系統(地域内ファイーダー系統)

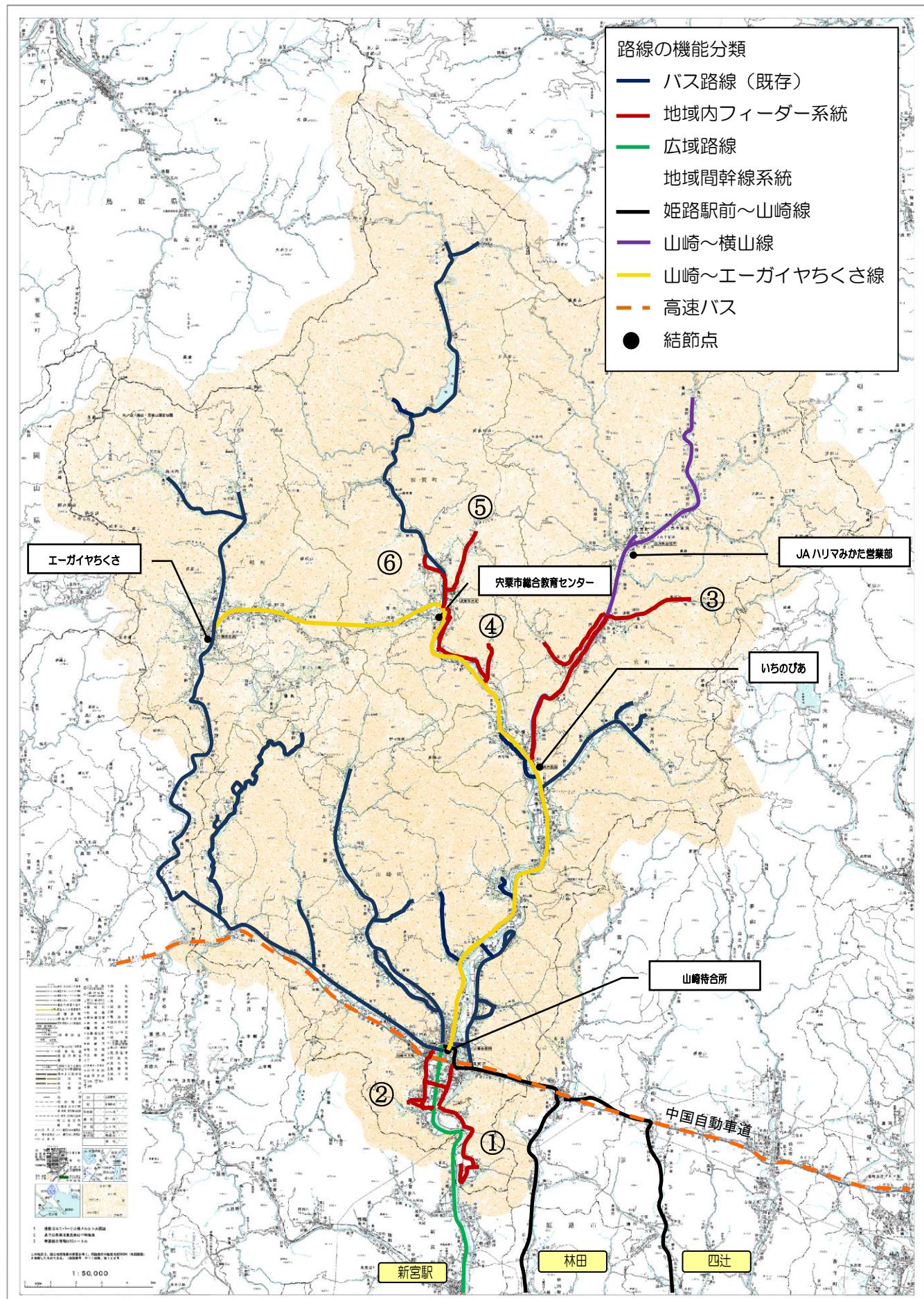
R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			地域内ファイーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点	系統 キロ程	計画 運行 回数	運行態様の別
宍粟市	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往13.2km 復13.2km	238日	1071回	路線定期運行 ①、②(1)
	(2) 山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷 自治会館前・国 見の森	下比地	往12.5km 復12.5km	238日	952回	路線定期運行 ①、②(1)
	(3) はりま一宮小学校前～福知渓谷	はりま 一宮小 学校前	いちのひあ 安積・深沟谷詔 所前・福知公民 館前	福知渓谷	往16.2km 復16.2km	97日	291回	路線定期運行 ①、②(1)
	(4) 皆木～上垣内	皆木	宍粟市総合教 育センター今 市・谷公民館前	上垣内	往7.9km 復7.9km	98日	294回	路線定期運行 ①、②(1)
	(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	皆木	はがてらす(波 音市民協働セ ンター)・水谷公 民館前	皆木	往7.0km 復7.0km	140日	420回	路線定期運行 ①、②(1)
	(6) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木 (循環系統)	往3.8km 往17.0km 復17.0km	140日	280回	路線定期運行 ①、②(1)
	(7) エーガイヤちくさ～内海口	エーガイ ヤちくさ	圭屋戸食正 里里	内海口	往17.0km 復17.0km	143日	284回	路線定期運行 ①、②(1)
	(8) エーガイヤちくさ～別所	エーガイ ヤちくさ	圭屋戸食正 里里	別所	往9.8km 復9.8km	188日	184回	路線定期運行 ①、②(1)
	(9) エーガイヤちくさ～土井	エーガイ ヤちくさ	圭屋戸食正 里里	土井	往12.2km 復12.2km	45日	90回	路線定期運行 ①、②(1)
	(10) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイ ヤちくさ	圭屋戸食正 里里	倉谷	往9.5km 復9.5km	143日	286回	路線定期運行 ①、②(1)
	(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイ ヤちくさ	圭屋戸食正 里里	倉谷口	往8.7km 復8.7km	45日	90回	路線定期運行 ①、②(1)

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に商業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、商業区域を示した地図を添付すること。

地域内フィーダー系統の配置イメージ



その他（1）市民のニーズに応じたダイヤの見直しについて

①伊和高校生が利用する平日のダイヤについて

意見：午前10時台と午後2時台のバスがないので、検討してほしい。

平日 一宮・波賀・エーガイヤちくさ発 ⇒ 山崎 (国道29号経由)																		
行き先 バス停	山崎行き																	
倉床					6:55					9:25								
横山	5:45		6:21		6:59					9:29		12:16		14:46		15:47		17:17
まほろばの湯	↓		↓		↓					↓		12:26		14:56		15:57		17:27
三方	5:56		6:32		7:10					9:40		12:28		14:58		15:59		17:29
福野北	5:59		6:35		7:13					9:43		12:31		15:01		16:02		17:32
宮の元	6:02		6:38		7:16					9:46		12:34		15:04		16:05		17:35
戸倉						6:45												
道谷						6:50												
原						7:10	7:35											
エーガイヤちくさ									7:50	9:04		11:04		13:04		15:14		16:05
千種高校東門前									7:56	9:10		11:10		13:10		15:20		16:11
皆木									8:08	9:22		11:22		13:22		15:32		16:23
皆木	5:43		6:05		6:45		7:17	7:42	8:18	9:32		11:32		13:32		15:42		16:33
安賀	5:47		6:09		6:49		7:21	7:46	8:22	9:36		11:36		13:36		15:46		16:37
伊和高校前	5:56	↓	6:18	↓	6:58	7:30	7:55	8:31	9:45	↓	11:45	↓	13:45	↓	15:55	↓	16:46	
曲里	5:57	6:14	6:19	6:50	6:59	7:28	7:31	7:56	8:32	9:46	9:58	11:46	12:46	13:46	15:16	15:56	16:17	
いちのびあ	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	9:48	10:00	11:48	12:48	13:48	15:18	15:58	↓	
一宮市民協働センター前	5:58	6:15	6:20	6:51	7:00	7:29	7:32	7:57	8:33	9:48	10:00	11:48	12:48	13:48	15:18	15:58	16:18	
はりま一宮小学校前	5:59	6:16	6:21	6:52	7:01	7:30	7:33	7:58	8:34	9:49	10:01	11:49	12:49	13:49	15:19	15:59	16:19	
東市場	6:00	6:17	6:22	6:53	7:02	7:31	7:34	7:59	8:35	9:50	10:02	11:50	12:50	13:50	15:20	16:00	16:20	
神野小学校前	6:09	6:26	6:31	7:02	7:11	7:40	7:43	8:08	8:44	9:59	10:11	11:59	12:59	13:59	15:29	16:09	16:29	
西五十波	6:11	6:28	6:33	7:04	7:13	7:42	7:45	8:10	8:46	10:01	10:13	12:01	13:01	14:01	15:31	16:11	16:31	
山崎	6:21	6:38	6:43	7:14	7:23	7:52	7:55	8:20	8:56	10:11	10:23	12:11	13:11	14:11	15:41	16:21	16:41	
加生山崎高校前						7:54	7:57									17:11	18:11	

※山崎高校が休校するときは、加生山崎高校前着が山崎着になります。

②千種高校へ土日に通学するためのダイヤについて

意見：エーガイヤちくさ行の便が、休日は皆木止まりになっている。エーガイヤちくさまで延伸してほしい。

土日祝日 山崎発 ⇒ 一宮・波賀・エーガイヤちくさ方面 (国道29号経由)																			
各行き先の路線図はP1、P2を参照願います。																			
行き先 バス停	皆木	横山	原	横山	エーガイヤちくさ	横山	皆木	横山	エーガイヤちくさ	横山	戸倉	皆木	横山	皆木					
加生山崎高校前																			
山崎	7:30	8:00	9:05	10:15	11:15	12:15	13:15	14:05	15:10	16:05	16:50	17:45	18:10	19:05					
西五十波	7:37	8:07	9:12	10:22	11:22	12:22	13:22	14:12	15:17	16:12	16:57	17:52	18:17	19:12					
神野小学校前	7:40	8:10	9:15	10:25	11:25	12:25	13:25	14:15	15:20	16:15	17:00	17:55	18:20	19:15					
東市場	7:49	8:19	9:24	10:34	11:34	12:34	13:34	14:24	15:29	16:24	17:09	18:04	18:29	19:24					
はりま一宮小学校前	7:50	8:20	9:25	10:35	11:35	12:35	13:35	14:25	15:30	16:25	17:10	18:05	18:30	19:25					
一宮市民協働センター前	7:51	8:21	9:26	10:36	11:36	12:36	13:36	14:26	15:31	16:26	17:11	18:06	18:31	19:26					
いちのびあ	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓					
曲里	7:53	8:23	9:28	10:38	11:38	12:38	13:38	14:28	15:33	16:28	17:13	18:08	18:33	19:28					
伊和高校前	7:54	↓	9:29	↓	11:39	↓	13:39	↓	15:34	↓	17:14	18:09	↓	19:29					
安賀	8:03	↓	9:38	↓	11:48	↓	13:48	↓	15:43	↓	17:23	18:18	↓	19:38					
皆木	8:08	↓	9:43	↓	11:53	↓	13:53	↓	15:48	↓	17:28	18:23	↓	19:43					
齊木						12:01			15:56										
千種高校東門前						12:13			16:08										
エーガイヤちくさ						12:18			16:13										
原			9:50								17:35								
道谷											17:55								
戸倉											18:00								
宮の元	8:35		10:50		12:50		14:40		16:40			18:45							
福野北	8:38		10:53		12:53		14:43		16:43			18:48							
三方	8:41		10:56		12:56		14:46		16:46			18:51							
まほろばの湯	↓		10:58		12:58		14:48		16:48			18:53							
横山	8:55		11:10		13:10		15:00		17:00			19:05							
倉床																			

その他（2）地域公共交通会議の開催スケジュールについて

①令和7年12月22日 午前

協議事項

- ・自家用有償旅客運送（ちくさええとこバス）の登録申請について
- ・地域公共交通計画変更認定申請（フィーダー補助計画の変更）について など

②令和8年1月29日 13:30～

協議事項

- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

報告事項

- ・令和8年4月1日ダイヤ改正について（内容によっては協議事項）
- ・令和7年度バス路線等の利用実績について など